



ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

後期高齢者医療の保険料の賦課限度額について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

後期高齢者医療の保険料賦課限度額の経緯

【考え方】

- 後期高齢者医療の保険料は均等割と所得割をおおむね半分ずつ賦課しているが、給付と保険料負担のバランスを失すれば被保険者の納付意識に悪影響を及ぼす等の理由から、年間保険料に賦課限度額を設けている。

【経緯】

- 制度施行時（平成20年度）
 - 保険料の賦課について、国民健康保険は世帯単位、後期高齢者医療は個人単位という違い。
 - 国保の賦課限度額の水準（平成19年 56万円）を参考に、国保で賦課限度額を負担する層について、後期高齢者になった際、その賦課限度額と同程度までの負担となるよう50万円に設定。
- 保険料率改定時（2年毎）
 - 国保の賦課限度額引上げの状況、保険料率上昇見込み等を踏まえ、平成24年度に55万円（+5万円）、平成26年度に57万円（+2万円）、平成30年度に62万円（+5万円）、令和2年度に64万円（+2万円）、令和4年度に66万円（+2万円）に設定。
 - 令和5年度の制度改正により、制度施行時の考え方を基に年額80万円（令和6・7年度）に設定。

※激変緩和措置として令和6年度は年額73万円（新規加入者を除く）

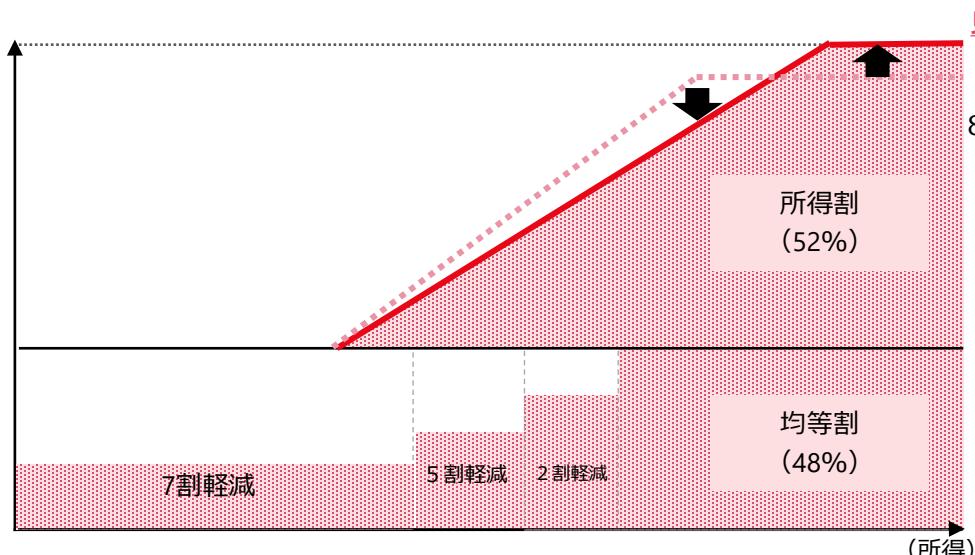
| (年度) | H20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | R元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|--------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|---------------|
| 賦課限度額 (万円) | 50 | 50 | 50 | 50 | 55 | 55 | 57 | 57 | 57 | 57 | 62 | 62 | 64 | 64 | 66 | 66 | 80 | 80 |
| 賦課限度額超過 被保険者割合 (%) | 1.65 | 1.52 | 1.44 | 1.42 | 1.36 | 1.36 | 1.45 | 1.42 | 1.50 | 1.48 | 1.31 | 1.30 | 1.29 | 1.25 | 1.38 | 1.35 | 1.38 | 1.27 (速報値) |

※ 令和6年度は激変緩和措置として73万円（新規加入者を除く）

※ 賦課限度額超過被保険者割合：後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告による（令和7年度は、保険局高齢者医療課速報値）。

令和8年度の後期高齢者医療の保険料の賦課限度額について

- 医療給付費の伸び等により保険料負担の増加が見込まれる中、被保険者の納付意識への影響、中間所得層の負担とのバランス等を考慮し、保険料賦課限度額を設定することが必要。
- 令和8年度の賦課限度額については、
 - ・ 近年、物価・賃金が上昇傾向にあり、後期高齢者の所得、医療給付費ともに増加が見込まれること
 - ・ 令和8年度は、出産育児支援金の激変緩和の終了等の施行の影響があること等を踏まえ、賦課限度額の超過被保険者の割合等も勘案し、医療分の賦課限度額を5万円引き上げ（80万円→85万円）ではどうか。
※ 令和8年度から新設される子ども・子育て支援納付金については、令和8年度予算編成過程で決定される令和8年度の子ども・子育て支援金総額を踏まえた上で、医療分の賦課限度額超過被保険者割合と同程度の賦課限度額超過被保険者割合となるよう、賦課限度額を設定することとする。



【賦課限度額に達する収入・所得】 ※令和6・7年度の全国平均料率に基づき算定(均等割額50389円、所得割率10.21%)

● 賦課限度額80万円の場合

・ 年金収入のみの場合：収入971万円（年金所得777万円）

・ 年金・給与収入が同程度の場合：収入1,090万円（年金所得395万円・給与所得380万円）

● 賦課限度額85万円の場合

・ 年金収入のみの場合：収入1,021万円（年金所得826万円）

・ 年金・給与収入が同程度の場合：収入1,150万円（年金所得420万円・給与所得406万円）

● 賦課限度額超過被保険者の割合

| | 超過割合（実績） |
|-------------|------------|
| 令和6年度（80万円） | 1.38% |
| 令和7年度（80万円） | 1.27%（速報値） |

※令和6年度は激変緩和措置として73万円（新規加入者を除く）

※令和7年度は速報値（保険局高齢者医療課集計）

| | 超過割合（推計） |
|------------------|----------|
| 令和8年度（80万円据え置き） | 1.33% |
| 令和8年度（85万円に引き上げ） | 1.21% |

（注）子ども・子育て支援納付金賦課分を除く

（注）令和6年度は、後期高齢者医療制度被保険者実態調査に基づく実績。（令和7年度は速報値。）令和8年度は、令和6年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査に基づき、令和8年度における状況を推計したもの。